

定 款

株式会社 タムラ製作所

第 1 章 総則

第1条（商 号）

当会社は株式会社タムラ製作所と称する。

英文では TAMURA CORPORATION と表示する。

第2条（目 的）

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種変成器の製造販売
2. 電気通信機械器具・電子応用機械器具・精密機械器具及び医療用具の製造販売
3. 機械器具設置工事業
4. 電気工事業・電気通信工事業及びその他前各号に付帯する建設工事の請負
5. 金属工業製品・化学工業製品及び窯業製品の製造販売
6. 半導体及びその応用製品の製造販売
7. 不動産の賃貸、売買及び管理業
8. 前各号に付帯する一切の事業ならびに投資

第3条（本店の所在地）

当会社は本店を東京都練馬区に置く。

第4条（機関の設置）

当会社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は2億5千2百万株とする。

ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は100株とする。

第8条（単元未満株式の買増し）

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第9条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

第10条（株式取扱規則）

当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第11条（基準日）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に係わらず、取締役会決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第12条（招集の時期）

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

第13条（招集権者及び議長）

総会は、取締役会が定めた取締役がこれを招集し議長となる。

2. 前項の取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により、他の取締役が総会を招集し議長となる。

第14条（決議方法）

総会の決議は、法令または本定款に特別の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第15条（議決権の代理行使）

株主は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、この場合は、あらかじめ代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第16条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（議事録）

総会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名以上7名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、3名以上7名以内とする。

第19条（選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第21条（代表取締役）

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

第22条（取締役会）

取締役会は、取締役会が定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の一週間前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わること

のできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

5. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

第23条（重要な業務執行の決定の委任）

取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第24条（報酬）

取締役の報酬は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

第25条（取締役の責任の一部免除および責任限定契約）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。

第5章 執行役員

第26条（執行役員）

当社は、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。

2. 執行役員の職務については、取締役会が別途定める執行役員規程に基づくものとする。

第6章 監査等委員会

第27条（監査等委員会）

監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の一週間前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

3. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第28条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第 7 章 会計監査人

第 29 条（選 任）

会計監査人は株主総会の決議をもって選任する。

第 30 条（任 期）

会計監査人の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において、別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 31 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 32 条（会計監査人との責任限定契約）

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。

第 8 章 計算

第 33 条（事業年度）

当社の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 34 条（剰余金の配当等）

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 35 条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 36 条（配当金の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金がその支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

(附 則)

当社は、第100期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

昭和44年 6月 1日 制定

平成10年 6月26日 一部改定（第5条）

平成14年 5月 1日 改定（第5・5条の2・7・7条の2・8・9・15・17
25・34・附則）

平成15年 6月27日 一部改定（第8条・第9条・第13条）

平成16年 6月29日 一部改定（第6条 新設、附則1削除）

平成17年 6月29日 一部改定（第5章 新設、章及び条項繰下げ）

平成18年 6月29日 一部改定（会社法施行に伴う加除・修正）

平成19年 6月28日 一部改定（責任限定追加および条項繰下げ）

平成21年 6月26日 一部改定（目的の一部追加および株券電子化に伴う変更）

平成22年 6月29日 一部改定（単元未満株式の買増し）

平成24年 6月28日 一部改訂（第5条 公告方法の変更）

平成27年 6月26日 一部改訂（第25条第2項 取締役の責任限定契約）
（第33条第2項 監査役の責任限定契約）

平成29年10月 1日 一部改定（第8条 単元株式数の変更）

2019年 6月26日 一部改定（第23条 取締役会の招集権者および議長）

2022年 6月28日 一部改定（第17条 参考書類等のインターネット開示 削除
電子提供措置等 新設）

※2023年3月2日 附則削除

2023年 6月28日 一部改定（不動産事業追加、監査等委員会設置会社への移行）